Ｑ２．雇用契約書の中に「詳細は就業規則による」と書かれていますが、就業規則って何ですか。なんとなく見せてくださいといいにくいのですが・・・。

Ａ２．就業規則は働く上での会社内の決まりごとが書かれたもので、誰でも見られるべきものです（労働基準法第 106 条）。安心してみせてもらってください。

また、就業規則の作成・変更時には、労働者代表等の意見を聞くこととされており（**労働基準法第 90 条**）、パート労働者に関する事項について就業規則を作成・変更するときは、事業主はパート労働者の過半数を代表する者の意見を聴くよう努めることとされています（**パートタイム労働法 7 条**）。

なお、契約書と就業規則の内容に食い違いがある場合などは、事業主や短時間雇用管理者（**Ｑ３参照**）に確認しましょう。